

# 留 意 事 項

## 1 寄贈対象

寄贈対象施設は、事業運営が適正に行われ、社会福祉法人が運営する物品寄贈の必要性の高い就労継続支援（B型）施設とします。

なお、過去に庁友会より助成を受けている施設は、原則、対象外とします。

## 2 寄贈物品

(1) 施設の事業活動（環境整備）に必要な物品とします。

（作業用あるいは作業所の環境整備に必要な物品。）

(2) 物品の金額は、**1事業所当たり30万円**（税込）を上限とし、総額**90万円**（税込）以内とします。

## 3 要望書・施設の概要の記入について

(1) 要望理由、現状、期待される効果等について必ず御記入ください。

(2) 要望品については、30万円を限度として、限度内であれば何品でも構いません。

なお、合計（総事業費）が30万円を超過した場合は自己負担となります。

(3) 要望物品は新品とし、2社以上の業者より物品見積書をとっていただき、物品カタログを添付ください。ただし、インターネットでの見積書・カタログ等は不可とさせていただきます。

(4) 要望品の単価・数量を必ず御記入ください。

(5) 運営団体または施設に関するパンフレット等がある場合は、施設の概要の添付資料として併せて送付してください。

## 4 交付団体の決定及び交付

(1) 提出された「要望書」は、本会から宮崎県庁友会へ上げ、宮崎県庁友会が審査・決定・通知を7月～8月に行います。

(2) 決定交付団体は、それに基づき物品購入手続きをとっていただきます。

(3) 物品納入時に宮崎県庁友会より直接法人（事業所）に伺い目録贈呈を行います。

(4) 支払いは、物品納入業者より、請求書を宮崎県庁友会に提出していただき、物品納品確認後、業者指定口座へ、宮崎県庁友会より直接振り込むこととなっております。